

議案第14号

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の制定について

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の包括的支援事業の人員に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義及び字句の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等

対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようしなければならない。

2 地域包括支援センターは、川崎市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上5,500人以下の場合に当該地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね5,500人を超える場合に当該地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の職員の員数に、同項各号に掲げる職員のいずれか1人を加えた員数とする。

3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると川崎市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の人員に関する基準を定めるため、この条例を制定するものである。